

2025 Degree Completion Guide

履修案内

教育学部

School of Education



宮崎国際大学

Miyazaki International University

目次

1. 教育学部の教育理念	1
2. 教育学部の三つの方針	1
3. 教育学部履修規程	4
表 1 開講授業科目一覧表	11
表 2 開講授業科目一覧 卒業・小学校教諭一種免許状	14
表 2 開講授業科目一覧 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格	17
表 3 教員免許状申請	20
表 4 資格申請	24
4. 宮崎国際大学教育学部既修得単位認定規程	26
5. 教育学部学生表彰規程	31
6. 障害学生への支援に関する手続き等について	32
7. 学修の手引き	35

1. 教育学部の教育理念

情報通信技術の急速な発展や社会・経済のグローバル化など、我が国の社会は大きく変化しています。このような現代社会の変化に伴い、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭には、乳幼児・児童の発達段階における保育や教育を適切に行うことができる資質・能力が求められています。すなわち、乳幼児や児童に対する正しい理解や支援・指導のための知識と多面的に考察する能力、またこれに基づく確かな保育・教育実践力を身に付けることが必要不可欠です。地域社会との関わりもより一層重要となっています。本学部では、建学の精神「礼節・勤労」に則り、教育界や一般社会から求められる高度な知識・考察力・実践力等を身につけた教育のスペシャリストの育成を目指します。

2. 教育学部の三つの方針

【アドミッション・ポリシー】（求める学生像）

教育学部では、学部・学科の教育理念、目的及び卒業時にディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能・教育実践力等を修得するために、次のような知識・技能・意欲を有した者を受け入れる方針である。

1. 高等学校における教育内容を幅広く修得している。
2. 教育・保育分野の専門性を生かした職に就く強い意欲がある。
3. 教育・保育分野におけるカリキュラムを学修するのに必要な基本的な知識、日本語力、英語力、音楽力を身につけている。
4. 基本的な生活習慣と自学自習の習慣を身につけている。
5. 社会で起こる諸課題について、自発的に調べ、論理的に説明することができる。
6. 高等学校における課外活動・ボランティア活動等の経験があり、また他者と協働してこれらの活動に積極的に参加できる。
7. 卓越した技能（例えば、スポーツ、芸術、文化等）を身につけている。

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程編成・実施の方針）

教育学部では、教育課程を、【教養基礎科目】【教養発展科目】【専門基礎科目】【専門科目】【実習科目（教育・保育）】【卒業論文】に大別し、教養科目では基礎から発展へ、また専門科目では基礎から専門へと体系的かつ段階的に履修する。これらを学修した段階で実習へと進み、教育実践力を身につけるように編成している。最後に、大学で学んだことの集大成として卒業論文をまとめる。

1. よき社会人に求められる教養を身につけ、教育に関わる多様な問題とその解決法を論理的に考える能力を育成するため、【教養基礎科目】として、地域の歴史や文化を体験的に学ぶ

- 「フレッシュマン・セミナー、忍ヶ丘教養Ⅰ～Ⅲ」を、また【教養発展科目】として〔人文・芸術系〕〔国際・社会系〕〔自然科学系〕〔外国語系〕〔健康・体育系〕の科目を配置する。
2. 教育者としての情熱、倫理観、社会における役割等を認識するため、「忍ヶ丘教養」をはじめとする「教育原理」「教育心理学」「社会福祉」「社会的養護」「児童家庭福祉」「家庭支援論」等の科目を配置する。
 3. 話す、聞く、書く等の基本的なコミュニケーション能力を培うため、「忍ヶ丘教養」「日本語表現」「ことばと遊び」等の科目を配置する。
 4. 社会の変化に対応して継続的かつ主体的に学ぶ学習能力を身につけるため、「忍ヶ丘教養」「道徳教育の指導法」「特別活動の指導法」「協同学習論」「卒業論文」等の科目を配置する。
 5. 専門的な方法論と知識を体系的に学び教育実践力を強化するため、教科に関する専門科目（「国語（書写を含む。）」「社会」「算数」「理科」「家庭」「音楽」「ピアノ・声楽」「生活」「図画工作」「体育」）にわたる科目を設置する他、「情報処理」「教育課程論」「特別支援教育概論」等の科目を配置する。
 6. 専門科目としての基礎的知識を修得するため、【専門基礎科目】【専門科目】（〔教科・基礎技能〕〔教育課程・指導法〕〔生徒指導・教育相談〕〔保育内容・指導法〕〔保育の表現技術〕）【実習科目】及び【卒業論文】を段階的に設置する。教科科目として、各教科教育法（国語科、社会科、算数科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科）、「教育相談」「生徒指導・進路指導」「教育実習指導」「教育実習」「教職実践演習（幼・小）」「学級経営論」等の科目を配置する。
 7. 英会話力及び音楽力を培うため、「英語」「子どもの英語活動」「英語コミュニケーション」及び「音楽」「子どもの音楽活動」「ピアノ・声楽」等の科目を配置する。

カリキュラム・ポリシー実施の方針：

- ①各講義について、シラバスで到達目標、講義計画、成績評価基準・方法を明確にし、周知を図る。
- ②各講義において、単位の実質化に向けて学生の「授業外学修（事前・事後学修等）」を確実にに行わせる。
- ③主体的に考える力を育成するため、アクティブ・ラーニング（能動的・主体的学習法）を講義の教育目的に応じて積極的に取り入れる。
- ④学修成果をより効果的にするため、授業の流れ（カリキュラム編成）を理解させ、さらに学修ポートフォリオ・履修カルテを用いて履修・学修指導を行う。
- ⑤成績評価は、定期試験、小テスト及びレポート等の評価の合計を100%とし、評価点に基づき「秀・優・良・可・不可」と判定する。また、各教科の教育法、教育・保育実習等の評価はルーブリックによる評価法を適用し、上記と同様の評価を行う。これらの成績評価は、透明性を担保しつつ、厳格・公平に行う。
- ⑥講義・演習・実習等について、組織的に不断の点検・改善を行う。

【ディプロマ・ポリシー】（卒業までに身に付けてほしいこと）

教育学部では、卒業要件となる128単位及び加算評定平均値1.5以上を修得し、以下に掲げた素養を身につけたと認められる学生に対して卒業を認定し、学位「学士（教育学）」を授与する。

1. 社会・教育等に関連する国内外の様々な問題について、現状・課題を認識し、その解決策を考察できる能力を身につけている。
2. 教育者としての情熱を持ち、正しい倫理観と責任感を身につけている。
3. 教育者として、持つべき十分な記述力・プレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている。
4. 教育に関連する事柄について、継続的・主体的に学ぶ学習能力を身につけている。
5. 教育実践力を身につけている。
6. 教科・教職に関する基礎的・応用的知識を身につけている。
7. 基礎的な英会話及び音楽力を身につけている。

3. 教育学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学（以下「本学」という。）学則第18条の規定により、本学教育学部の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(学期)

第2条 学則第10条の規定に基づき、本学の授業は、2学期制とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より3月31日まで

(教育課程の編成)

第3条 学部にて、教育課程として、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格取得に必要な科目を配置する。学生は入学後、自分の希望する免許・資格取得に必要な科目を表2（開講授業科目一覧）から履修すること

- (1) 小学校教諭一種免許状取得を希望する学生は、表2に記載されている必修・選択の科目群から必要単位数を履修すること
- (2) 幼稚園教諭一種免許状取得を希望する学生は、表2に記載されている必修・選択の科目群から必要単位数を履修すること。なお、表3に示す幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位数は小学校教諭一種免許状取得を条件として設定されており、幼稚園教諭一種免許状のみの取得を希望する学生は別途教務部に相談すること
- (3) 保育士資格取得を希望する学生は、表2に記載されている必修・選択の科目群から必要単位数を履修すること
- (4) 中学校英語二種免許状取得を希望する学生は、別途カリキュラムが用意されているので、教務部に相談すること

(授業科目等)

第4条 授業科目は、教養基礎科目、教養発展科目、専門基礎科目、専門科目・実習科目及び卒業論文に区分する。

2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目に分類する。

3 コース別の授業の名称、単位数及び卒業に必要な単位数は、表1、2のとおりとする。

(単 位)

第5条 学則第23条の規定に基づき、授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。

- (2) 演習については、15 時間（各教科の教育法など）又は 30 時間（ピアノ・声楽、子どもの音楽活動、子どもの英語活動など）をもって 1 単位とする。
- (3) 実習及び実技等については、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

（授業科目等の公示）

第 6 条 各学期に開講する授業科目、担当教員、授業計画等を記した授業概要（シラバス）及び授業時間割等は年度初めに公示する。

- 2 授業科目の一部については、年度により開講しないことがある。
- 3 授業科目の一部について、受講生数を制限することがある。また、受講者数が著しく少ない場合、その授業科目によっては不開講となることがある。

（授 業）

第 7 条 授業時間及び休講等については、下記のとおりとする。

(1) 授業時間

- 1 時限目 9：05～10：35
- 2 時限目 10：45～12：15
- 3 時限目 13：00～14：30
- 4 時限目 14：40～16：10
- 5 時限目 16：20～17：50

(2) 休講・臨時休校・補講

① 休講

本学又は授業担当者にやむを得ない事情が発生した場合、授業を休講とすることがある。休講通知は学生課電子掲示板及びメールで連絡する。

② 臨時休校

宮崎県南部・平野部に暴風・大雨・洪水警報が同時に発令された場合は休校とする。ただし、警報のいずれかが解除された場合の授業の取扱いはおおりのとおりとする。

警報解除時刻	授業開始時刻
午前 6 時まで	平常どおり
午前 6 時から午前 10 時まで	3 時限から
午前 10 時以降	終日休講

注1 交通機関が麻痺し、通学不能となった場合は、公欠扱いとする。

注2 電話による問い合わせには、混乱を避けるため、応じない。

③ 補講

補講は、担当教員が独自に行う場合及び行事予定に定められた期間内に実施する場合とがある。後者の場合は、学生課電子掲示板及びメールで連絡する。

（履修登録）

第 8 条 学生は、学則第 19 条の定めるところにより、毎学年度学期初めの所定の期日までに、履

修しようとする授業科目について、履修登録を行わなければならない。ただし、原則として、上級年次に配当されている授業科目の履修登録はできない。

- 2 登録等は、所定の履修計画（案）を作成し、担当教員の承認を受けた後、登録期間中に Web 登録を行わなければならない。
- 3 登録内容に不備あるいは変更がある場合は、所定の期日までに修正の手続きを行い、確定しなければならない。
- 4 すでに単位を修得した授業科目については、学部長の許可により必要に応じて再履修登録することができる。
- 5 授業時間が重複する授業科目は登録することはできない。
- 6 教育・保育実習の登録・履修は、原則として別に定める要件を満たした場合に許可される。

（欠席の取り扱い）

第 9 条 次の各号に該当するものは公認欠席（以下「公欠」という）とする。公欠は、出席すべき授業実施数から減じる。

- ① 実習等について（関係者：学生教職支援センター）
 - ② 就職試験及びそれに準ずるもの（関係者：キャリア教育センター）
 - ③ 学校保健安全法（インフルエンザ等）による出席停止の場合（関係者：学生部）
 - ④ 天災（洪水、地震等）に被災した場合（公共交通機関の遅れを含む）
 - ⑤ 文化及び体育等の課外活動への参加を学部長が認めた場合
 - ⑥ その他やむを得ない事情と学部長が認めた場合
- 2 ①②の場合は、事前に公欠・忌引届に関係者の認印を受け、次に授業科目の担当教員の認印を得て、教務部へ提出することとする。やむを得ず提出が遅れた場合でも 2 週間以内に届け出ること
- 3 前項③の場合は医師の診断書を添えて、教務部へ提出すること。ただし、インフルエンザの場合はそれに準じた書類（処方箋等）も可とする。

第 9 条の 2 忌引は、出席すべき授業実施数から減じる。公欠・忌引届を 2 週間以内に教務部届け出なければならない。その手順は、最初に授業科目の担当教員の認印を得て、教務部へ提出することとする。

- 2 公欠・忌引届には、会葬礼状等を添えることとする。
- 3 次の連続した日数（土日休祝日を含む。遠距離の場合は下の日数に往復の日数を加算する）を認める。

親・配偶者 7 日、子 5 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、伯父伯母・叔父叔母・曾祖父母 1 日

（登録単位の制限）

第 10 条 学生は適切に授業科目を履修するため、履修科目として年間に登録することができる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、原則として 48 単位までとする。ただし、卒業論文、演習（外国語を除く）、実験、実習及び集中講義などの授業科目は除く。この範囲を

越える履修には、学部長と教務部の文書による許可を必要とする。

(定期試験)

第 11 条 定期試験は、原則として所定の試験期間中に行うものとする。なお、実施期日は 2 週間前までに公示する。

2 定期試験は、100 点法で採点し、その得点を学修の評価とする。

3 次の各号の一に該当する者には、定期試験の受験資格が与えられない。

- (1) 当該学期の履修登録をしていない者
- (2) 授業出席回数が 3 分の 2 に満たない者
- (3) 学費を指定期間内に納入していない者
- (4) 休学及び停学中の者
- (5) その他

(不正行為)

第 12 条 定期試験等における次の行為について、学則 56 条及び 57 条により教授会の議を経て処分を行う他、当該科目又は当該学期の全科目の単位認定を無効とする。

- (1) 試験時において監督者の指示に従わない場合。
- (2) 当該試験においてカンニング等の不正行為で解答したと認められた場合。
- (3) 当該授業の履修登録者以外が当該試験の受験者と偽って受験した場合。

2 前項 (1) ～ (3) による不正行為を認めた場合は、直ちに当該試験の受験を中止させ、解答用紙を回収の上退場を命ずるものとする。

3 第 1 項 (3) による不正の場合は当該受験者及び学生証の貸与を行った者も処分の対象とする。

(追試験)

第 13 条 追試験は、下記に述べる病気、災害その他特別の事情により受験できなかった場合に追試験を受けることができる。定期試験を休んだ日の翌日から 7 日以内に、「追試験願」及び以下の証明書類を教務部へ提出すること。なお、正当な理由と判断されない場合は、追試験を許可しない。

(定期試験を欠席した理由と証明書類)

定期試験を欠席した理由	「追試験願」に添付する証明書類
天災その他非常災害	特になし
交通機関の突発事故	遅延証明書（公共交通機関の場合） 事故証明書（車等運転時の事故）など
負傷又は疾病	診断書など
三親等内の親族の死亡による忌引	死亡通知書など
就職試験の受験	就職試験の通知文（日時・場所・試験内容等がわかるもの）など
その他教育学部が相当と認める理由	事前に教務部に申し出ること

2 追試験に関する不正行為等は第 12 条を準用する。

(再試験)

第 14 条 定期試験を受験して不合格になった者に対して担当教員が必要とみとめた場合、本人の申請により所定の手続きを経て再試験を受験することができる。

2 再試験は、学期末の所定の時期に行う。

3 再試験の成績は、最高 60 点とする。ただし、実験、実習及び実技等の授業科目については、再試験を行わない。

4 再試験に関する不正行為等は第 12 条を準用する。

(成績評価の基準)

第 15 条 成績の評価は、試験又はこれに代わる方法によって判定する。

2 成績評価は、学則第 22 条に規定する評価・評定平均値を用いて判定する。なお、GPA は、以下の計算式により算出する。すなわち、1 人の学生が修得してきた授業科目の成績評定（評価）ごとに、以下の表のように GP (Grade Point) を与え、それを平均したものを GPA (Grade Point Average) という。

成績評価	評 点	G P
秀 (A)	90 点～100 点	4
優 (B)	80 点～89 点	3
良 (C)	70 点～79 点	2
可 (D)	60 点～69 点	1
不可 (F)	59 点以下	0

$$GPA = (A \text{ の修得単位数} \times 4 + B \text{ の修得単位数} \times 3 + C \text{ の修得単位数} \times 2 + D \text{ の修得単位数} \times 1) \div \text{履修登録単位数}$$

3 演習、実習、実技等の授業科目については、制作品、レポート等をもって成績評価に加えることができる。

4 学生は、成績評価に疑義があるときは、所定の期日までに教務部に申し出ることができる。

(実習科目の履修)

第 16 条 教員免許状及び保育士資格の取得に関わる実習科目の履修は、それぞれの免許状・資格の取得希望者のみを対象とする。

2 前項の実習科目を履修するに当たっては、所定の期日までに資格・免許状の「取得希望届」を学生課に提出しなければならない。

3 第 1 項の実習科目に関する履修要件は別に定める。

(免許状・資格を取得しない学生)

第 16 条の 2 上記の免許状・資格取得を希望しない学生で、卒業を希望する学生は学部長の承認の下、教育学部・国際教養学部が提供する科目から、卒業に必要な単位数 128 単位以上を履修すること

(卒業論文の登録)

第 17 条 卒業論文を登録できる者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 各学期の GPA の平均値が 1.5 以上であること
- (2) 卒業要件単位数 128 単位のうち、90 単位以上を修得していること
- (3) 卒業論文の取り扱い（題目、発表、提出等）は別に定める。

(卒業要件)

第 18 条 4 年以上在学し、128 単位以上を次の基準に従って修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野については、教養基礎科目で必修 8 単位、教養発展科目で必修 10 単位及び選択科目 10 単位以上、合計 28 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門教育分野については、専門基礎科目で必修 10 単位、専門科目で必修 9 単位、専門科目並びに実習科目を含めた科目から選択 77 単位以上、合計 96 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 卒業論文として、4 単位修得しなければならない。
- (4) 学則第 20 条に規定された英語の習熟度の要件は、定めない。

(卒業見込み証明書)

第 19 条 卒業見込み証明書は、前年度末までに総修得単位数が 90 単位以上の者に交付することができる。

(編入学)

第 20 条 編入学は、当該年度の学生定員 50 人に欠ける人数について、次の要件を満たし、かつ別に定める編入学試験に合格したものについて、原則として 3 年次への編入を認める。

- 1) 短期大学を卒業した者もしくは卒業見込みの者
 - 2) 大学を卒業した者もしくは卒業見込みの者
 - 3) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上取得した者
- 2 編入学における単位認定は別に定める。なお、単位認定の上限は 62 単位とし、教授会の議を得て認定する。

(他大学等における授業科目の履修)

第 21 条 学則第 29 条に規定する本学在学中における他大学等での履修を希望する者は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに他大学等授業科目履修願を学生課に提出しなければならない。

2 前項の規定は、留学、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、他大学等におけ

る単位の修得後の届出によることができる。

3 単位の認定は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 学則第 30 条に規定する入学前の授業科目の単位の修得の認定を希望する者は、所定の期日までに教務課に既修得単位認定願を提出しなければならない。

2 既修得単位の認定は別に定める。

(補則)

第 23 条 学則及びこの規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正・施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正・施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正・施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正・施行する。

表 1 開講授業科目一覧表

科目区分		授業科目の名称	科目番号	配当年次	単位数	授業形態	担当教員名	備考
教養基礎科目	忍ヶ丘教養	フレッシュマン・セミナー	MIC 101	1前	2	講義	渡邊耕二・保田昌秀	
		忍ヶ丘教養Ⅰ	SIN 103	1後	2	講義	渡邊耕二・城戸佐智子	
		忍ヶ丘教養Ⅱ	SIN 203	2前	2	講義	山本辰典・杉田康之・山下愛実	
		忍ヶ丘教養Ⅲ*①	SIN 204	2後	2	講義	坂倉真衣・満行知花・劉一杰	
	人と文化	文学	JIN 101	1後	2	講義	中村 佳文*	
		教師とは何かー史的省察ー	JIN 108	2後	2	講義	河原 国男	
		映画から教育を語る	JIN 109	3後	2	講義	酒井 正博*	
		倫理学	JIN 103	1後	2	講義	八重樫 徹	
		心理学概論	JIN 104	1前	2	講義	劉 一杰	
		日本語表現	JIN 105	1前	2	講義	小柴 裕子*	
		音楽と文化	JIN 106	1前	2	講義	小澤 真美子*	併任(短大)
		こども音楽療育概論	KOD 201	2前	2	講義	未定	
		こども音楽療育演習	KOD 202	2後	1	演習	未定	
		こども音楽療育実習	KOD 203	2通	1	実習	未定	
		おもちゃと絵本Ⅰ	KOD 101	1後	1	講義	藤田篤・堀之内信子	
		おもちゃと絵本Ⅱ	KOD 102	1前	1	講義	藤田篤・堀之内信子	
		国際社会論	KOK 202	2後	2	講義	小柴 裕子*	
		現代社会と歴史	KOK 201	2前	2	講義	未定	
		日本国憲法	KOK 101	1前	2	講義	佐保 忠智*	
		数学と生活	SIZ 101	1後	2	講義	渡邊 耕二	
		環境と科学	SIZ 102	1後	2	講義	満行 知花	
		生命と科学	SIZ 103	1後	2	講義	酒井 正博*	
		食の科学	SIZ 301	1前	2	講義	木村 倫子*	
		自然災害と防災	SIZ 202	2.3.4後	2	講義	河原 国男	
		プログラミング入門	SIZ 106	1後	2	演習	渡邊 裕	
		情報処理	SIZ 105	1前	2	演習	渡邊 裕	
		英語Ⅰ	GAI 101	1前	2	講義	富高 啓順	
		英語Ⅱ	GAI 201	1後	2	講義	富高 啓順	
		英語コミュニケーションⅠ	GAI 102	1後	1	演習	マイルズ・カイザワ*	
		英語コミュニケーションⅡ	GAI 202	2前	1	演習	マイルズ・カイザワ*	
		Special Studies in EnglishⅠ	GAI 302	3前	1	演習	未定	
		Special Studies in EnglishⅡ	GAI 401	3後	1	演習	未定	
	健康・体育系	健康の科学	KEN 101	1後	1	講義	丸山 圭介*	
		体育実技	KEN 102	1前	1	実技	佐々 敬政*	
		子どもと食育	KEN 301	1後	2	講義	木村 倫子*	
専門基礎科目	専門基礎科目	教職概論	SEN 101	1前	2	講義	河原 国男	
		教育原理	SEN 102	1後	2	講義	河原 国男	
		教育心理学	SEN 103	1後	2	講義	劉 一杰	
		教育制度論	SEN 301	3後	2	講義	湯田 拓史*	
		特別支援教育概論	SEN 325	3後	2	講義	松田 昭憲	
		保育原理	SEN 104	1前	2	講義	山下 愛実	
		子ども家庭福祉	SEN 305	3後	2	講義	高橋 博*	
		社会福祉	SEN 303	3前	2	講義	高橋 博*	
		子どもの家庭支援論	SEN 402	3後	2	演習	木村 匡登*	併任(短大)
		社会的養護Ⅰ	SEN 306	3後	2	講義	渡木 浩之*	
	対象の理解	保育者論	SEN 105	1後	2	講義	山下 愛実	
		保育の心理学	TAI 204	2前	2	講義	劉 一杰	
		子ども家庭支援の心理学	TAI 205	3前	2	講義	木村 匡登*	併任(短大)
		子どもの理解と援助	TAI 206	3前	1	演習	劉 一杰	
		子どもの保健	TAI 303	3前	2	講義	花畑 明美*	
		子どもの健康と安全	TAI 304	3後	1	演習	花畑 明美*	
		子どもの食と栄養	TAI 101	2後	2	演習	木村 倫子*	
		臨床心理学	TAI 203	2後	2	講義	安東 桃子*	

専 門 教 育 分 野	教科・基礎技能	国語Ⅰ（書写を含む。）	KYO 107	1前	2	講義	田上 幸雅	
		国語Ⅱ	KYO 108	2後	2	講義	田上 幸雅	
		社会Ⅰ	KYO 109	1後	2	講義	藤本 将人*	
		社会Ⅱ	KYO 110	2前	2	講義	藤本 将人*	
		算数Ⅰ	KYO 111	1前	2	講義	渡邊 耕二	
		算数Ⅱ	KYO 112	2前	2	講義	渡邊 耕二	
		理科Ⅰ	KYO 113	1前	2	講義	坂倉 真衣	
		理科Ⅱ	KYO 114	2前	2	講義	坂倉 真衣	
		生活	KYO 201	1後	2	講義	坂倉 真衣	
		音楽	KYO 105	1前	2	演習	浦 雄一*	
		図画工作	KYO 202	1前	2	演習	山本 辰典	
		家庭	KYO 203	2後	2	講義	白石 知子*	
		体育	KYO 106	1前	2	演習	日高 正博*	
		英語	KYO 209	2後	2	講義	本多 正敏*	
		ピアノ・声楽Ⅰ	KYO 204	2前	1	演習	佐々木由喜子・土田悦子* 本田奈留美*・栗原美妃* 浜月春佳*・南園加奈子* 高橋秀代*・明石英美代* 高橋千恵美*	
		ピアノ・声楽Ⅱ	KYO 205	2後	1	演習	佐々木由喜子・土田悦子* 本田奈留美*・栗原美妃* 浜月春佳*・南園加奈子*	
		ピアノ・声楽Ⅲ	KYO 301	3前	1	演習	佐々木由喜子	
		ピアノ・声楽Ⅳ	KYO 302	3後	1	演習	浜月春佳*・東清香*	
		子どもの音楽活動	KYO 206	2後	1	演習	佐々木 由喜子	
	教育課程・指導法	国語科教育法Ⅰ	SID 301	3前	2	演習	中村 佳文*	
		国語科教育法Ⅱ	SID 302	3後	2	演習	中村 佳文*	
		社会科教育法Ⅰ	SID 304	3前	2	演習	吉村 功太郎*	
		社会科教育法Ⅱ	SID 305	3後	2	演習	吉村 功太郎*	
		算数科教育法Ⅰ	SID 307	2後	2	演習	渡邊 耕二	
		算数科教育法Ⅱ	SID 308	3前	2	演習	渡邊 耕二	
		理科教育法Ⅰ	SID 201	2後	2	演習	坂倉 真衣	
		理科教育法Ⅱ	SID 310	3前	2	演習	坂倉 真衣	
		生活科教育法	SID 202	2前	2	演習	坂倉 真衣	
		音楽科教育法	SID 209	2前	2	演習	菅 裕*	
		図画工作科教育法	SID 210	2後	2	演習	山本 辰典	
		家庭科教育法	SID 314	3前	2	演習	白石 知子*	
		体育科教育法	SID 322	3前	2	演習	日高 正博*	
		英語科教育法Ⅰ	SID 323	3前	2	演習	早瀬 沙織*	
		英語科教育法Ⅱ	SID 324	3後	2	演習	早瀬 沙織*	
		道德教育の指導法	SID 205	2前	2	講義	椋木 香子*	
		総合的な学習の時間の指導法	SID 211	2後	1	講義	遠藤 宏美*	
		特別活動の指導法	SID 206	2前	2	講義	遠藤宏美*・杉田康之	
		教育の方法と技術	SID 207	2前	2	講義	渡邊 裕・小林博典*	
		教育とICT活用の方法	SID 101	1後	1	講義	小林 博典*	
		ICT活用の実践	SID 325	3前	2	演習	渡邊 裕	
		学級経営論	SID 318	3前	2	講義	杉田 康之	
		協同学習論	SID 319	3後	2	講義	劉 一杰	
		教育課程論	SID 208	2前	2	講義	遠藤 宏美*	
		環境教育論	SID 320	3後	2	講義	酒井 正博*	
		学習の科学	SID 401	4後	2	講義	満行 知花	
	生徒指導・教育相談	生徒指導・進路指導	SEI 201	2後	2	講義	田上 幸雅	
		幼児理解	SEI 301	3後	2	講義	久松 尚美*	併任(短大)
		教育相談	SEI 202	2前	2	講義	松田 昭憲	

専門科目 専門教育 学分 野	保育内容・指導法	保育課程論	FOI 201	2前	2	講義	棕木 香子*		
		幼児と健康	FOI 104	1後	1	講義	城戸 佐智子		
		幼児と人間関係	FOI 105	1前	1	講義	山下 愛実		
		幼児と環境	FOI 106	1後	1	講義	満行 知花		
		幼児と言葉	FOI 107	1前	1	講義	山下 愛実		
		幼児と表現	FOI 108	1後	2	講義	山本辰典・佐々木由喜子		
		保育内容総論	FOI 202	2後	1	演習	福島 裕子*		
		保育内容指導法(健康)	FOI 203	2後	2	演習	城戸 佐智子		
		保育内容指導法(人間関係)	FOI 204	2後	2	演習	山下 愛実		
		保育内容指導法(環境)	FOI 205	2前	2	演習	満行 知花		
		保育内容指導法(言葉)	FOI 206	2後	2	演習	尾之上 高哉*		
		保育内容指導法(音楽表現)	FOI 207	2前	2	演習	後藤 祐子	併任(短大)	
		保育内容指導法(造形表現)	FOI 208	2前	2	演習	山本 辰典		
		障害児保育	FOI 301	3前	2	演習	松田 昭憲		
		子育て支援	FOI 303	3後	1	演習	有木 正浩*		
		社会的養護Ⅱ	FOI 304	4前	1	演習	渡木 浩之*		
		乳児保育Ⅰ	FOI 102	1後	2	演習	小川 美由紀*	併任(短大)	
		乳児保育Ⅱ	FOI 103	2前	1	演習	小川 美由紀*	併任(短大)	
		保育の表現技術	ことばと遊び	HYO 101	1前	2	演習	工藤 道子*	
			音楽と遊び	HYO 102	1後	2	演習	佐々木 由喜子	
	造形表現演習		HYO 301	3前	1	演習	山本 辰典		
	幼児体育演習		HYO 302	3後	1	演習	城戸 佐智子		
	実習科目	実習	教育実習指導	JIS 301	3後	1	実習	渡邊耕二・田上幸雅・城戸佐智子・杉田康之	
			教育実習Ⅰ(小学校)	JIS 302	3後	4	実習	渡邊耕二・田上幸雅・杉田康之	
			教育実習Ⅰ(幼稚園)	JIS 303	3後	2	実習	渡邊耕二・田上幸雅・城戸佐智子・杉田康之	
			教育実習Ⅱ(幼稚園)	JIS 304	3後	2	実習	渡邊耕二・田上幸雅・城戸佐智子・杉田康之	
			保育実習指導Ⅰ	JIS 201	2後	2	演習	渡邊耕二・田上幸雅・満行知花・山下愛実	
			保育実習Ⅰa	JIS 202	2後	2	実習	渡邊耕二・田上幸雅・満行知花・山下愛実	
			保育実習Ⅰb	JIS 305	3前	2	実習	渡邊耕二・田上幸雅・満行知花・山下愛実	
			保育実習指導Ⅱ	JIS 401	4前	1	演習	渡邊耕二・田上幸雅・満行知花・山下愛実	
			保育実習Ⅱ	JIS 402	4前	2	実習	渡邊耕二・田上幸雅・満行知花・山下愛実	
			保育実習指導Ⅲ	JIS 403	4前	1	演習	未定	
			保育実習Ⅲ	JIS 404	4前	2	実習	未定	
学校インターンシップ			JIS 203	1前	1	実習	河原 国男		
実践演習			教職実践演習(幼・小)	ENS 401	4後	2	演習	河原国男・渡邊耕二	
		保育実践演習	ENS 402	4後	2	演習	山本辰典・城戸佐智子		
介護等体験		介護等体験	KAI 301	3前	2	実習	田上幸雅・杉田康之		
卒業論文		卒業論文	RON 401	4通	4	演習	河原国男・渡邊耕二 坂倉真衣・松田昭憲 田上幸雅・山本辰典 満行知花・城戸佐智子 劉 一杰・山下愛実		

*①：忍ヶ丘教養Ⅲでは、「河原国男・渡邊耕二・坂倉真衣・松田昭憲・田上幸雅・山本辰典・満行知花・城戸佐智子・劉一杰・山下愛実」の各教員研究室へ4名～5人程度配属され、所定の課題についてゼミ形式で指導・助言を受け、取りまとめた後、口頭発表する。

次頁の表2から表4の免許状・資格取得の申請は、卒業要件を満たした者に限ります。

表2 開講授業科目一覧 卒業・小学校教諭一種免許状

授業科目の名称	配当 年次	授業 形態	卒業		備考	小学校		備考	
			単位数			単位数			
			必修	選択		必修	選択		
フレッシュマン・セミナー	1前	講義	2		必修科目8単位	2			
忍ヶ丘教養Ⅰ	1後	講義	2			2			
忍ヶ丘教養Ⅱ	2前	講義	2			2			
忍ヶ丘教養Ⅲ	2後	講義	2			2			
文学	1後	講義		2	※1 2単位選択 必修		2		
教師とは何かー史的省察ー	2後	講義		2			2		
映画から教育を語る	3後	講義		2			2		
倫理学	1後	講義		2			2		
心理学概論	1前	講義	※1	2			2		
日本語表現	1前	講義		2			2		
音楽と文化	1前	講義		2			2		
こども音楽療育概論	2前	講義		2					
こども音楽療育演習	2後	演習		1					
こども音楽療育実習	2通	実習	※2	1		※2 卒業単位に含まれない			
おもちゃと絵本Ⅰ	1後	講義		1					
おもちゃと絵本Ⅱ	1前	講義		1					
国際社会論	2後	講義		2			2		
現代社会と歴史	2前	講義		2			2		
日本国憲法	1前	講義	2			2			
数学と生活	1後	講義		2			2		
環境と科学	1後	講義		2		2			
生命と科学	1後	講義		2		2			
食の科学	1前	講義	※3	2	※3 6単位選択必修		2		
自然災害と防災	2,3,4後	講義		2	但し、プログラミング入門 は、 情報処理士資格取得の必修		2		
プログラミング入門	1後	演習		2			2		
情報処理	1前	演習	2			2			
英語Ⅰ	1前	講義	2			2			
英語Ⅱ	1後	講義		2			2		
英語コミュニケーションⅠ	1後	演習	1			1			
英語コミュニケーションⅡ	2前	演習	1			1			
Special Studies in EnglishⅠ	3前	演習		1			1		
Special Studies in EnglishⅡ	3後	演習		1			1		
健康の科学	1後	講義	1		必修科目10単位選択科目10単位 (選択必修8単位を含む。)以上	1			
体育実技	1前	実技	1			1			
子どもと食育	1後	講義		2			2		
教職概論	1前	講義	2		必修科目19単位選択科目77単位以上	2			
教育原理	1後	講義	2			2			
教育心理学	1後	講義	2			2			
教育制度論	3後	講義	2			2			
特別支援教育概論	3後	講義	2			2			
保育原理	1前	講義		2			2		
子ども家庭福祉	3後	講義		2			2		
社会福祉	3前	講義		2			2		
子どもの家庭支援論	3後	演習		2			2		
社会的養護Ⅰ	3後	講義		2			2		
保育者論	1後	講義		2			2		
保育の心理学	2前	講義		2			2		
子ども家庭支援の心理学	3前	講義		2			2		

子どもの理解と援助	3前	演習		1		1	
子どもの保健	3前	講義		2		2	
子どもの健康と安全	3後	演習		1		1	
子どもの食と栄養	2後	演習		2		2	
臨床心理学	2後	講義		2		2	
国語Ⅰ（書写を含む。）	1前	講義	2		2		
国語Ⅱ	2後	講義		2	2		
社会Ⅰ	1後	講義		2	2		
社会Ⅱ	2前	講義		2	2		
算数Ⅰ	1前	講義	2		2		
算数Ⅱ	2前	講義		2	2		
理科Ⅰ	1前	講義		2	2		
理科Ⅱ	2前	講義		2	2		
生活	1後	講義		2	2		
音楽	1前	演習	2		2		
図画工作	1前	演習		2	2		
家庭	2後	講義		2	2		
体育	1前	演習		2		2	
英語	2後	講義		2	2		
ピアノ・声楽Ⅰ	2前	演習	1		1		
ピアノ・声楽Ⅱ	2後	演習		1		1	
ピアノ・声楽Ⅲ	3前	演習		1		1	
ピアノ・声楽Ⅳ	3後	演習		1		1	
子どもの音楽活動	2後	演習	1		1		
国語科教育法Ⅰ	3前	演習		2	2		
国語科教育法Ⅱ	3後	演習		2		2	
社会科教育法Ⅰ	3前	演習		2	2		
社会科教育法Ⅱ	3後	演習		2		2	
算数科教育法Ⅰ	2後	演習		2	2		
算数科教育法Ⅱ	3前	演習		2		2	
理科教育法Ⅰ	2後	演習		2	2		
理科教育法Ⅱ	3前	演習		2		2	
生活科教育法	2前	演習		2	2		
音楽科教育法	2前	演習		2	2		
図画工作科教育法	2後	演習		2	2		
家庭科教育法	3前	演習		2	2		
体育科教育法	3前	演習		2	2		
英語科教育法Ⅰ	3前	演習		2	2		
英語科教育法Ⅱ	3後	演習		2	2		
道德教育の指導法	2前	講義		2	2		
総合的な学習の時間の指導法	2後	講義		1	1		
特別活動の指導法	2前	講義		2	2		
教育の方法と技術	2前	講義		2	2		
教育とICT活用の方法	1後	講義		1	1		
ICT活用の実践	3前	演習		2	2		
学級経営論	3前	講義		2	2		
協同学習論	3後	講義		2		2	
教育課程論	2前	講義		2	2		
環境教育論	3後	講義		2		2	

※4
2科目4単位選択必修

学習の科学	4後	講義		2			2	
生徒指導・進路指導	2後	講義		2		2		
幼児理解	3後	講義		2			2	
教育相談	2前	講義		2		2		
保育課程論	2前	講義		2			2	
幼児と健康	1後	講義		1			1	
幼児と人間関係	1前	講義		1			1	
幼児と環境	1後	講義		1			1	
幼児と言葉	1前	講義		1			1	
幼児と表現	1後	講義		2			2	
保育内容総論	2後	演習		1			1	
保育内容指導法(健康)	2後	演習		2			2	
保育内容指導法(人間関係)	2後	演習		2			2	
保育内容指導法(環境)	2前	演習		2			2	
保育内容指導法(言葉)	2後	演習		2			2	
保育内容指導法(音楽表現)	2前	演習		2			2	
保育内容指導法(造形表現)	2前	演習		2			2	
障害児保育	3前	演習		2			2	
子育て支援	3後	演習		1			1	
社会的養護Ⅱ	4前	演習		1			1	
乳児保育Ⅰ	1後	演習		2			2	
乳児保育Ⅱ	2前	演習		1			1	
ことばと遊び	1前	演習		2			2	
音楽と遊び	1後	演習		2			2	
造形表現演習	3前	演習		1			1	
幼児体育演習	3後	演習		1			1	
教育実習指導	3後	実習		1		1		
教育実習Ⅰ(小学校)	3後	実習		4		4		
教育実習Ⅰ(幼稚園)	3後	実習		2			2	
教育実習Ⅱ(幼稚園)	3後	実習		2			2	
保育実習指導Ⅰ	2後	演習		2			2	
保育実習Ⅰa	2後	実習		2			2	
保育実習Ⅰb	3前	実習		2			2	
保育実習指導Ⅱ	4前	演習		1			1	
保育実習Ⅱ	4前	実習		2			2	
保育実習指導Ⅲ	4前	演習		1			1	
保育実習Ⅲ	4前	実習		2			2	
学校インターンシップ	1前	実習		1		1		
教職実践演習(幼・小)	4後	演習		2		2		
保育実践演習	4後	演習		2			2	
介護等体験	3前	実習		2		2		
卒業論文	4通	演習	4		必修科目4単位	4		

1. 卒業要件については、履修規定第18条を参照。

110

2. 免許取得に必要な単位については、表3教員免許状申請を参照。

表2 開講授業科目一覧 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格

授業科目の名称	配当 年次	授業 形態	幼稚園		保育士	
			単位数		単位数	
			必修	選択	必修	選択
フレッシュマン・セミナー	1前	講義	2		2	
忍ヶ丘教養Ⅰ	1後	講義	2		2	
忍ヶ丘教養Ⅱ	2前	講義	2		2	
忍ヶ丘教養Ⅲ	2後	講義	2		2	
文学	1後	講義		2		2
教師とは何かー史的省察ー	2後	講義		2		2
映画から教育を語る	3後	講義		2		2
倫理学	1後	講義		2		2
心理学概論	1前	講義		2		2
日本語表現	1前	講義		2		2
音楽と文化	1前	講義		2		2
こども音楽療育概論	2前	講義			※5	
こども音楽療育演習	2後	演習				
こども音楽療育実習	2通	実習				
おもちゃと絵本Ⅰ	1後	講義				
おもちゃと絵本Ⅱ	1前	講義				
国際社会論	2後	講義		2		2
現代社会と歴史	2前	講義		2		2
日本国憲法	1前	講義	2		2	
数学と生活	1後	講義		2		2
環境と科学	1後	講義		2		2
生命と科学	1後	講義		2	※6	2
食の科学	1前	講義		2		2
自然災害と防災	2.3.4後	講義		2		2
プログラミング入門	1後	演習		2		2
情報処理	1前	演習	2		2	
英語Ⅰ	1前	講義	2		2	
英語Ⅱ	1後	講義		2		2
英語コミュニケーションⅠ	1後	演習	1		1	
英語コミュニケーションⅡ	2前	演習	1		1	
Special Studies in EnglishⅠ	3前	演習		1		1
Special Studies in EnglishⅡ	3後	演習		1		1
健康の科学	1後	講義	1		1	
体育実技	1前	実技	1		1	
子どもと食育	1後	講義		2		2
教職概論	1前	講義	2		2	
教育原理	1後	講義	2		2	
教育心理学	1後	講義	2			2
教育制度論	3後	講義	2			2
特別支援教育概論	3後	講義	2			2
保育原理	1前	講義		2		2
子ども家庭福祉	3後	講義		2		2
社会福祉	3前	講義		2		2
子どもの家庭支援論	3後	演習		2		2
社会的養護Ⅰ	3後	講義		2		2
保育者論	1後	講義		2		2
保育の心理学	2前	講義		2		2
子ども家庭支援の心理学	3前	講義		2		2
子どもの理解と援助	3前	演習		1		1

※5 2単位選択必修

※6 6から2単位選択必修

※6
※7 ※7から9単位以上

子どもの保健	3前	講義		2		2		※7
子どもの健康と安全	3後	演習		1		1		
子どもの食と栄養	2後	演習		2		2		
臨床心理学	2後	講義		2			2	
国語Ⅰ（書写を含む。）	1前	講義		2		2		
国語Ⅱ	2後	講義		2			2	
社会Ⅰ	1後	講義		2			2	
社会Ⅱ	2前	講義		2			2	※7
算数Ⅰ	1前	講義		2		2		
算数Ⅱ	2前	講義		2			2	
理科Ⅰ	1前	講義		2			2	
理科Ⅱ	2前	講義		2			2	
生活	1後	講義	2				2	
音楽	1前	演習		2		2		
図画工作	1前	演習		2			2	※7
家庭	2後	講義	2				2	
体育	1前	演習		2			2	
英語	2後	講義		2			2	
ピアノ・声楽Ⅰ	2前	演習	1			1		
ピアノ・声楽Ⅱ	2後	演習		1			1	
ピアノ・声楽Ⅲ	3前	演習		1			1	
ピアノ・声楽Ⅳ	3後	演習		1			1	※7
子どもの音楽活動	2後	演習	1			1		
国語科教育法Ⅰ	3前	演習		2			2	
国語科教育法Ⅱ	3後	演習		2			2	
社会科教育法Ⅰ	3前	演習		2			2	
社会科教育法Ⅱ	3後	演習		2			2	
算数科教育法Ⅰ	2後	演習		2			2	
算数科教育法Ⅱ	3前	演習		2			2	※7
理科教育法Ⅰ	2後	演習		2			2	
理科教育法Ⅱ	3前	演習		2			2	
生活科教育法	2前	演習		2			2	
音楽科教育法	2前	演習		2			2	
図画工作科教育法	2後	演習		2			2	
家庭科教育法	3前	演習		2			2	
体育科教育法	3前	演習		2			2	※7
英語科教育法Ⅰ	3前	演習		2			2	
英語科教育法Ⅱ	3後	演習		2			2	
道德教育の指導法	2前	講義		2			2	
総合的な学習の時間の指導法	2後	講義		1			1	
特別活動の指導法	2前	講義		2			2	
教育の方法と技術	2前	講義	2				2	
教育とICT活用の方法	1後	講義		1			1	※7
ICT活用の実践	3前	演習		2			2	
学級経営論	3前	講義		2			2	
協同学習論	3後	講義		2			2	
教育課程論	2前	講義	2				2	
環境教育論	3後	講義		2			2	
学習の科学	4後	講義		2			2	
生徒指導・進路指導	2後	講義		2			2	※7
幼児理解	3後	講義	2				2	
教育相談	2前	講義	2				2	

保育課程論	2前	講義	2		2		
幼児と健康	1後	講義	1			1	
幼児と人間関係	1前	講義	1			1	
幼児と環境	1後	講義	1			1	
幼児と言葉	1前	講義	1			1	
幼児と表現	1後	講義	2			2	
保育内容総論	2後	演習	1		1		
保育内容指導法(健康)	2後	演習	2		2		
保育内容指導法(人間関係)	2後	演習	2		2		
保育内容指導法(環境)	2前	演習	2		2		
保育内容指導法(言葉)	2後	演習	2			2	
保育内容指導法(音楽表現)	2前	演習	2			2	
保育内容指導法(造形表現)	2前	演習	2			2	
障害児保育	3前	演習		2	2		
子育て支援	3後	演習		1	1		
社会的養護Ⅱ	4前	演習		1	1		
乳児保育Ⅰ	1後	演習		2	2		
乳児保育Ⅱ	2前	演習		1	1		
ことばと遊び	1前	演習		2	2		
音楽と遊び	1後	演習	2		2		
造形表現演習	3前	演習		1	1		
幼児体育演習	3後	演習		1	1		
教育実習指導	3後	実習	1			1	
教育実習Ⅰ(小学校)	3後	実習		4		4	
教育実習Ⅰ(幼稚園)	3後	実習	2			2	
教育実習Ⅱ(幼稚園)	3後	実習	2			2	
保育実習指導Ⅰ	2後	演習		2	2		
保育実習Ⅰa	2後	実習		2	2		
保育実習Ⅰb	3前	実習		2	2		
保育実習指導Ⅱ	4前	演習		1		1○	
保育実習Ⅱ	4前	実習		2		2○	
保育実習指導Ⅲ	4前	演習		1		1◎	
保育実習Ⅲ	4前	実習		2		2◎	
学校インターンシップ	1前	実習	1			1	
教職実践演習(幼・小)	4後	演習	2			2	
保育実践演習	4後	演習		2	2		
介護等体験	3前	実習		2		2	
卒業論文	4通	演習	4		4		

※7

※7

○の組み合わせ、
又は◎の組み合わせで
3単位選択必修

※7

1. 卒業要件については、履修規定第18条を参照。
2. 免許取得に必要な単位については、表3教員免許状申請を参照。
3. 資格取得に必要な単位については、表4資格申請を参照。

表3 教員免許状申請

1. 小学校教諭一種免許状

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目			施行規則に定める単位	本学で開設する科目		備考
科目区分		各科目に含める必要事項		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	30	国語Ⅰ（書写を含む。）	2	
				国語Ⅱ	2	
		社会		社会Ⅰ	2	
				社会Ⅱ	2	
		算数		算数Ⅰ	2	
				算数Ⅱ	2	
		理科		理科Ⅰ	2	
				理科Ⅱ	2	
		生活		生活	2	
		音楽		音楽	2	
				ピアノ・声楽Ⅰ	1	
				ピアノ・声楽Ⅱ	1	
				ピアノ・声楽Ⅲ	1	
				ピアノ・声楽Ⅳ	1	
	図画工作			図画工作	2	
	家庭	家庭		2		
	体育	体育		2		
	外国語	英語		2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）		国語科教育法Ⅰ	2	
				国語科教育法Ⅱ	2	
		社会		社会科教育法Ⅰ	2	
				社会科教育法Ⅱ	2	
		算数		算数科教育法Ⅰ	2	
				算数科教育法Ⅱ	2	
		理科		理科教育法Ⅰ	2	
				理科教育法Ⅱ	2	
		生活		生活科教育法	2	
		音楽		音楽科教育法	2	
		図画工作		図画工作科教育法	2	
		家庭		家庭科教育法	2	
体育		体育科教育法	2			
		英語科教育法Ⅰ	2			
		英語科教育法Ⅱ	2			
教育の基礎的理解に関する科目		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)	教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論		2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		2		
道徳、相対法、総合的及び関係的な学習指導の時間、教育等	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法	2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		
	教育の方法及び技術		教育の方法と技術	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育とICT活用方法	1		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		(生徒指導・進路指導)	(2)		

教育 する 実践 科目 に関	教育実習	5	教育実習指導	1	
			教育実習Ⅰ（小学校）	4	
	学校体験活動				
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2	
大学が独自に設定する科目		2	子どもの音楽活動	1	
			学級経営論	2	
			ICT活用の実践	2	
			プログラミング入門	2	
			協同学習論	2	
			環境教育論	2	
			学習の科学	2	
			介護等体験	2	
			学校インターンシップ	1	
法定単位 計		59	本学履修単位 計	109	

（２）教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	施行規則 に定める 単位	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
日本国憲法	8	日本国憲法	2	
体育		健康の科学	1	
		体育実技	1	
外国語コミュニケーション		英語Ⅰ	2	
		英語Ⅱ	2	
		英語コミュニケーションⅠ	1	
		英語コミュニケーションⅡ	1	
情報処理		情報処理	2	
法定単位 計	8	本学履修単位 計	12	

※ 「表２ 開講授業科目一覧」小学校欄をあわせて確認してください。

表3 教員免許状申請

2. 幼稚園教諭一種免許状

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目			施行規則に定める単位	本学で開設する科目		備考
科目区分		各科目に含める必要事項		名称	単位数	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	幼児と健康	1	
		人間関係		幼児と人間関係	1	
		環境		幼児と環境	1	
		言葉		幼児と言葉	1	
		表現		幼児と表現	2	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論	1	
				保育内容指導法(健康)	2	
				保育内容指導法(人間関係)	2	
				保育内容指導法(環境)	2	
				保育内容指導法(言葉)	2	
				保育内容指導法(音楽表現)	2	
				保育内容指導法(造形表現)	2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
			臨床心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
	保育課程論	2				
幼児の発達、総合的な学習の指導法に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育の方法と技術	2		
			教育とICT活用の方法	1		
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1	※1	
			教育実習Ⅰ（幼稚園）	2		
			教育実習Ⅱ（幼稚園）	2		
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2		
大学が独自に設定する科目			14	子どもの音楽活動	1	※2
				環境教育論	2	
				ことばと遊び	2	
				音楽と遊び	2	
				ICT活用の実践	2	
				プログラミング入門	2	
				学校インターンシップ	1	
				道徳教育の指導法	2	
				生活	2	
				家庭	2	
				ピアノ・声楽Ⅰ	1	
				ピアノ・声楽Ⅱ	1	
				ピアノ・声楽Ⅲ	1	
				ピアノ・声楽Ⅳ	1	
法定単位 計			51	本学履修単位 計	71	

※1 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第13号により、教育実習Ⅰ（小学校）の4単位を修得した場合、教育実習Ⅱ（幼稚園）単位については、教育実習Ⅰ（小学校）の4単位のうち2単位をもってあてる。

※2 「大学が独自に開設する科目」の選択科目又は最低履修単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて5単位以上を修得

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	施行規則 に定める 単位	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
日本国憲法	8	日本国憲法	2	
体育		健康の科学	1	
		体育実技	1	
外国語コミュニケーション		英語Ⅰ	2	
		英語Ⅱ	2	
		英語コミュニケーションⅠ	1	
		英語コミュニケーションⅡ	1	
情報処理		情報処理	2	
法定単位 計	8	本学履修単位 計	12	

※ 「表2 開講授業科目一覧」幼稚園欄をあわせて確認してください。

表 4 資格申請

1. 保育士資格

	系列	授業科目の名称	配当 年次	授業 形態	単位数		備考
					必修	選択	
告示	教養科目	文学	1後	講義		2	告示より8単位以上
		教師とは何かー史的省察ー	2後	講義		2	
		倫理学	2後	講義		2	
		心理学概論	1前	講義		2	
		日本語表現	1前	講義		2	
		音楽と文化	1前	講義		2	
		国際社会論	2前	講義		2	
		現代社会と歴史	2前	講義		2	
		日本国憲法	1前	講義	2		2単位選択必修
		数学と生活	1後	講義		2	
		環境と科学	1後	講義		2	
		生命と科学	1後	講義		2	
		食の科学	1前	講義		2	
		情報処理	1前	演習	2		
		子どもと食育	1後	講義		2	
		英語Ⅰ	1前	講義	2		
		英語Ⅱ	1後	講義		2	
		英語コミュニケーションⅠ	1後	演習	1		
		英語コミュニケーションⅡ	2前	演習	1		
		健康の科学	1後	講義	1		
		体育実技	1前	実技	1		
告示別表第1	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	1前	講義	2		告示別表第1より51単位以上
		教育原理	1後	講義	2		
		子ども家庭福祉	3後	講義	2		
		社会福祉	3前	講義	2		
		子どもの家庭支援論	4前	演習	2		
		社会的養護Ⅰ	3後	講義	2		
		保育者論	1後	講義	2		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2前	講義	2		
		子ども家庭支援の心理学	3前	講義	2		
		子どもの理解と援助	3後	演習	1		
		子どもの保健	3前	講義	2		
		子どもの健康と安全	3後	演習	1		
		子どもの食と栄養	2後	演習	2		
	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	2前	講義	2		
		保育内容総論	2後	演習	1		
		保育内容指導法(健康)	2後	演習	2		
		保育内容指導法(人間関係)	2後	演習	2		
		保育内容指導法(環境)	2前	演習	2		
		音楽と遊び	1後	演習	2		
		造形表現演習	3前	演習	1		
		幼児体育演習	3前	演習	1		
		乳児保育Ⅰ	1後	演習	2		
		乳児保育Ⅱ	2前	演習	1		
		障害児保育	3前	演習	2		
		社会的養護Ⅱ	4前	演習	1		
		子育て支援	3後	演習	1		
	保育実習	保育実習指導Ⅰ	2後	演習	2		
		保育実習Ⅰa	2後	実習	2		
		保育実習Ⅰb	3前	実習	2		
	総合演習	保育実践演習	4後	演習	2		

告示別表第2	保育の本質・目的に関する科目	教職概論	1前	講義	2		告示別表第2より9単位以上
		幼児理解	3後	講義		2	
	保育の本質・目的に関する科目	臨床心理学	2後	講義		2	
		保育内容指導法(言葉)	2後	演習		2	
	保育の本質・目的に関する科目	保育内容指導法(音楽表現)	2前	演習		2	
		保育内容指導法(造形表現)	2前	演習		2	
		子どもの音楽活動	2後	演習	1		
		ことばと遊び	1前	演習	2		
	保育実習	保育実習指導Ⅱ	4前	演習		1○	
		保育実習Ⅱ	4前	実習		2○	
		保育実習指導Ⅲ	4前	演習		1◎	
		保育実習Ⅲ	4前	実習		2◎	

○の組み合わせ、又は、◎の組み合わせで3単位選択必修

2. こども音楽療育士資格

領域	科目名	配当 年次	授業 形態	単位数		備考
				必修	選択	
領域1	教育心理学	1後	講義	2		4単位以上取得
	保育の心理学	2前	講義		2	
	障害児保育	3前	演習		2	
	特別支援教育概論	3後	講義		2	
	心理学概論	1前	講義		2	
	臨床心理学	2後	講義		2	
	子どもの保健	3前	講義		2	2単位以上取得
	子どもの健康と安全	3後	演習		2	
	保育内容指導法(健康)	2後	演習		2	
	保育内容指導法(環境)	2前	演習		2	
	生命と科学	1後	講義		2	4単位以上取得
	ピアノ・声楽Ⅰ	2前	演習	1		
	ピアノ・声楽Ⅱ	2後	演習		1	
	子どもの音楽活動	2後	演習	1		
	音楽と遊び	1後	演習		2	
	音楽科教育法	2前	演習		2	
	音楽	1前	演習		2	
	音楽と文化	1前	講義		2	
領域2	こども音楽療育概論	2前	講義	2		
	こども音楽療育演習	2後	演習	1		
領域3	こども音楽療育実習	2通	実習	1		

3. 情報処理士資格

領域	科目名	配当 年次	授業 形態	単位数		備考
				必修	選択	
領域1	情報処理	1前	演習	2		10単位以上取得
	倫理学	2後	講義		2	
領域2	プログラミング入門	1後	演習	2		
	教育の方法と技術	2前	講義	2		
領域3	フレッシュマン・セミナー	1前	講義		2	
	忍ヶ丘教養Ⅰ	1後	講義		2	
	忍ヶ丘教養Ⅱ	2前	講義		2	
	忍ヶ丘教養Ⅲ	2後	講義	2		
	日本語表現	1前	講義		2	

4. 一般社団法人日本知育玩具協会認定資格

科目名	配当 年次	授業 形態	単位数		備考
			必修	選択	
おもちゃと絵本Ⅰ	1後	講義		1	ベビー Toy 2級及びキッズ Toy 2級取得に必要な科目
おもちゃと絵本Ⅱ	1前	講義		1	

4. 宮崎国際大学教育学部既修得単位認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学学則第30条に基づき、宮崎国際大学教育学部（以下、「本学部」という）に入学、編入した者が他大学、短期大学（以下、「他大学」という）において履修した授業科目について修得した単位（以下、「既修得単位」という。）の認定に必要な事項を定めるものとする。

(単位認定の申請)

第2条 単位認定を受けようとする者（以下、「申請者」）は、所定の期日までに、以下の書類を本学学長に申請しなければならない。

- (1) 既修得単位認定願（別紙様式1） 1通
- (2) 他大学の成績証明書 1通
- (3) シラバスなど認定を受けようとする授業科目の概要を示した書類 1部
- (4) 単位修得証明書（入学前に教職等資格に関する科目で修得した科目がある場合のみ）1通
- (5) その他既修得単位の認定に必要な書類

(既修得単位の認定基準他)

第3条 認定を受けようとする授業科目及び単位数は、本学部における授業科目及び単位数と同等以上と認められなければならない。

- 2 既修得単位として認定できる授業科目は、本学部の一般教養科目・専門基礎科目に限る。
- 3 免許状、資格の取得に関わる専門基礎科目については授業科目内容のおおよそ8割以上が一致することとする。

(単位認定の審査)

第4条 学長は、前条の規定により申請のあった場合、申請者が所属する学部の長（以下、「学部長」とする）に既修得単位認定委員会（以下、「委員会」とする）の招集を依頼しなければならない。学部長は速やかに委員会を招集し、単位申請の審査を行わねばならない。

- 2 委員会は、第3条に定める認定基準に則り、審査を行う。
- 3 委員会は、審査を行うにあたり必要と認めるときは、当該申請者に対して説明を求めるか、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。また関係科目担当教員の意見を聞くことができる。

4 委員会は審査結果を基に既修得単位認定審査結果書（別紙様式2）（以下、「審査結果書」）を作成する。

（既修得単位認定）

第5条 学部長は、教授会において委員会から提出された審査結果書の内容を諮らなければならない。学長は、審査結果書の内容に関する教授会の議を経て、既修得単位の認定を行う。

（申請者への通知）

第6条 学長は第5条の規定により単位認定を行ったときは、速やかに既修得単位認定通知書（別紙様式3）を申請者に交付しなければならない。

（成績の表記）

第7条 認定した授業科目の成績の表記は、「認定」とする。

（修業年限）

第8条 第5条の規定により既修得単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は、行わない。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和7年4月1日から施行する。

既 修 得 単 位 認 定 願

令和 年 月 日

宮崎国際大学 学長 殿

所属学部 学部 学科

入学年度 令和 年度

フリガナ

氏名（自署） 印

私は、下記の大学等において別添「成績証明書」のとおり単位を修得していますので、宮崎国際大学学則第 30 条及び第宮崎国際大学教育学部既修得単位認定規程に基づき既修得単位を認定し
てくださるよう申請します。

記

単位を修得した大学等 大学・短期大学・高等専門学校

学部 学科・課程

上記大学等の在学期間 年 月 入学 年 月 卒業・中退

認定授業科目及び単位

科目区分	本学認定授業科目		既修得授業科目名	
	科目名	単位数	科目名	単位数
合計				

委員長

令和 年 月 日付けで依頼のありましたこのことについて、本委員会で審査した結果、下記のとおり審査結果となりましたので通知します。

4 認定授業科目及び単位

科目区分	本学認定授業科目		既修得授業科目名		審査結果
	科目名	単位数	科目名	単位数	
合計					

29

既修得単位認定通知書

令和 年 月 日

令和 年度入学

殿

宮崎国際大学 学長

宮崎国際大学学則第 30 条及び宮崎国際大学教育学部既修得単位認定規程により、下記の授業科目及び単位を本学教育学部において修得したものとして認定する。

科目区分	本学認定授業科目	
	科目名	単位数
合計		

5. 教育学部学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学学則第55条の規定および宮崎国際大学学長表彰規程第3条第1項に基づき、宮崎国際大学教育学部学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、教育学部学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学業成績等において、各学期末に GPA が 3.8 以上に該当すると認められたもの
- (2) 卒業時に最優秀学生として学長賞の推薦に値するもの 1 名
- (3) 課外活動等において、国内外の競技会、公演会、展覧会等において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- (4) 社会活動・ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (5) 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの
- (7) 学長賞へ推薦した結果、学長表彰が受理されなかったもの

(被表彰者の選考及び決定)

第3条 学部長は、前条の規定に該当する者については、学部の教授会の議を経て学部長表彰もしくは学長への推薦の有無を決定する。

(表彰候補者の学長への推薦)

第4条 学部長は、前条において学長に推薦する場合は、別紙様式（推薦書）により学長に推薦するものとする。

2 学部長は第2条第1項(3)～(5)の該当者については、学長への推薦者を学生部長とすることができる。

(学部長表彰の方法)

第5条 学部長表彰は、学部長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、教務部教務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

6. 障害学生への支援に関する手続き等について

全国の大学において、障害のある学生、障害があることなどを理由に特別な配慮を必要とする学生（以下、障害学生と略す）の在籍数が年々増加しています。独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）による大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査では、令和 5 年 5 月 1 日現在における障害学生数は 58,141 人（全学生数 33,247,212 人の 1.79%）で、前回から 8,469 人増、障害学生在籍学校数は 9998 校（全学校数 11,168 校の 885.4%）で前回から 28 校増となったことを報告しています。これをうけて、各大学においては障害学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっています。本学においても、病弱・虚弱、精神障害、発達障害のある学生の入学が考えられることから、支援体制について整備するように検討を進めてきました。

我が国は平成 19 年 9 月、国連の「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」に署名し、ついで平成 25 年 12 月に批准しました。そして、これに合わせた法整備が進められ、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称障害者差別解消法）」が制定されました（平成 28 年 4 月 1 日施行）。この法律では先の障害者権利条約の内容を踏まえ、障害者への差別的取扱いの禁止と障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止が盛り込まれており、官公庁や本学を含む国公立教育機関等においては、それが義務的規定とされました。これをうけて、本学では平成 29 年 11 月に「宮崎国際大学における障害のある学生への配慮および支援に関するガイドライン」を制定し、ついで、在籍する障害学生や障害のある入学予定者への個別支援について、カウンセラー・学生部・学部が連携しつつ、令和元年 10 月に全学的支援体制を整備しました。

これらの体制整備に伴い、本学では障害ある学生の申請に基づき、具体的で合理的な配慮を行います。希望する学生は、修学支援申請書（様式 1）に必要事項を書いて、国際教養学部長あるいは教育学部長へ提出してください。（教務課でも良い）

(様式1)

申請日 令和 年 月 日

宮崎国際大学学長 殿

修学支援申請書

フリガナ		学籍 番号		
氏 名	㊞		(平成・令和 年 月入学)	
所 属	学部			
住 所				
電話番号				
E メールアドレス				
① 病名 障害名			(手帳既取得者のみ記入)	
	(初診： 年 月 才時)		種 級	写し ☐
② ①より生じる困 難や苦手さ	裏面の【現状】【希望する配慮】に該当する場合は○印を付けてください。			
③ ②解消のため必 要な調整支援				
添付書類	①～③を客観的に示す書類や*身体障害者手帳、精神障害者保健福祉 手帳または療育手帳の写しを添付してください。手帳をお持ちでない 場合は、診断書を添付してください。 あり ☐ なし ☐ (理由・代替書類の内容など)			
保護者として、本学における修学が妨げられないことがないよう、合理的配慮の 提供を要望します。その目的に必要な場合に限り、本学教職員間で障害に関する 情報の共有がなされることに同意します。 保護者署名： _____ 印 (自筆または押印)				

【現状】

- ①()入学前(高校時代等)も、修学上の配慮を受けていた。
- ②()障害や症状について相談できる主治医や相談機関等がある。

【希望する配慮】

- ①()移動、施設・設備利用、支援機器・用具に関する配慮
 - ②()教材に関する配慮(点訳・電子データ化・拡大・字幕付け・事前配布等)
 - ③()情報伝達・コミュニケーションに関する配慮(手話通訳・要約筆記・文書伝達等)
 - ④()定期試験に関する配慮(時間延長、別室受験、解答方法等)
 - ⑤()履修登録、学習支援等
 - ⑥()学内生活に関する配慮(トイレ、食事等)
 - ⑦()その他
-
-

7. 学修の手引き

学業指導

アドバイザーは、学生に対し履修科目の選択や学修上の諸事項について助言を行い、相談に応じる。本学の学生には入学時よりアドバイザーがそれぞれ割り当てられる。アドバイザーは履修科目・時間割・諸手続きに関する質問に答えつつ、学生が大学生活に適應するのを助け、将来計画についても広い視野から考えるよう、助言を与える。

学生は、履修科目登録に先立ち、アドバイザーに相談しなければならない。教育的觀察（後に説明）にある学生は、スケジュールに沿って定期的にアドバイザーと会うことになる。

授業への出席

全ての授業への出席が求められる。本学部の教員養成課程のプログラムが成果をあげるか否かは、学生が講義・演習・実習などに積極的に休まず出席するか否か、しっかり勉強をするか否かによっている。どのように素晴らしい教育プログラムを設定したとしても学生が積極的にこのプログラムに参加しなければ教育効果は期待できない。従って、学生はすべての講義、演習、実習などへ出席することが必要である。

本学はさまざまな方法で学生の授業への出席を強く促すために、指導・助言する。欠席した学生には必要に応じて補講を行うが、まずは授業時間に遅刻せず、講義等には常に出席することが必要である。出席率の思わしくない学生は、当然のことながら成績評価が低くなり、履修規程第11条に規定されているように出席が3分の2に満たないものは、定期試験受験資格を失う。

やむをえず遅刻・欠席する場合は、講義担当の教員あるいは教務部、遅刻・欠席する旨を連絡すること。また、病気、怪我、忌引等で連続して欠席する場合は、本冊子巻末にある「公欠・忌引届」を教務部まで提出すること

履修義務

各学期上限を24単位として履修科目を登録すること（履修規程第10条）。但し、4年次においてはこの限りではない。この範囲を越える履修には、学部長と教務部の文書による許可を必要とする。

履修科目登録と変更

履修科目登録および変更期間は年間行事日程に従って行うこと。履修登録に必要な書類等は教務部よりオリエンテーションで配布される。

教育学部では履修規程第3条に記載されているように、小学校一種免許状、幼稚園一種免許状、保育士資格、英語二種免許状（中学校）のいずれかの免許・資格を選択するため、学生は希望免許状調査票に記入の上、アドバイザー教員に提出すること。アドバイザー教員の確認・許可を得た後、履修科目登録を行う（履修登録期間中に教務部に提出する）。

複数の免許状及び資格を取得する学生は、アドバイザー教員・教務部とよく相談しながら履修すること

単位履修に関わる中間・期末試験後における成績評定と履修カルテ・ポートフォリオ及び自己点検シートによる履修指導

毎学期、学生が単位登録・履修しているすべての科目について、その履修状況を確認するため、授業担当教員からの成績評価の報告に基づいて、アドバイザー教員／学部長により、履修カルテ／ポートフォリオをもとに指導・助言を行う。もし、下記に記載する評価であると確認された場合、学生に対して直接口頭あるいは文章による注意・警告が行われ、さらにこのことについて保護者に書面で連絡する。また、未取得単位が多く、修学が困難だと予想される場合、直ちに三者面談（学部長及びアドバイザー・学生・保護者）を行う。なお、これらの措置は学生の留年や卒業延期、さらには退学などを事前に防止するための措置である。

記

- 1) 評定平均値(GPA)が 2.0未満、かつ1つでも「不可」評定がある場合。
- 2) 学期の評定平均値(GPA)、もしくは加算評定平均値 (Cumulative GPA)が 1.5未満である場合。
- 3) F「不可」の評価が2つ以上ある場合。

継続して2学期以上にわたって教育的観察下にある学生は、当該委員会によって教育的観察の延長、留年、一定期間の停学もしくは退学のいずれかの処分が検討される。なお、教育的観察にある者は、学友会、クラブ活動、大学祭の委員として活動することを許可しない。

成績評定及び評定平均

各学期末、学生の修学状況について、教務部あるいはアドバイザーによる成績通知書を受け取る。成績通知書には、各科目の評定のほかに、1学期ごとの評定平均値(GPA)と、それまでに履修したすべての科目の加算評定平均値(Cumulative GPA)とが記載される。評定とそのポイントは履修規程第15条に定めるとおりである。

評定への異議申し立て

一度評定された成績は、事務上又は記載上の誤りによるもの以外、学部長の承認なしに変更されることはない。

最終評定に対し異議申し立てのある学生は、まず不可と判定された講義等の担当教員に事前確認する。そこで、異議が解決しない場合には、評定の通知から30日以内に再考請求申立書を学部長に提出できる。学部長もしくは学部長に指名された者により慎重に再検討が行われ、変更されることがある。

学部長リスト及び卒業成績優秀者

学期末毎に、GPA（評定平均値）3.5以上を取得した学生は学部長リストにおいて発表され、卒業時に、加算評定平均値が3.5以上の学生は成績優秀者として表彰される。また、加算評定平均値の一番高い者は、成績最優秀賞（バレディクトリアン）を与えられる。その他、成績のみな

らず学内において総合的な努力を修めた者には宮崎国際大学賞を与える。国際人として活躍した学生には世界市民賞が授与される。

シラバス

各学期の第1週に、教員は履修学生に各科目のシラバスを配布する。シラバスは「シラバス作成のガイドライン」(https://www.mic.ac.jp/files/uploads/EDUsyllabus_guideline.pdf)に沿って作成されており、大学のWebでも公開している。シラバスは、学生が授業中や授業外で学修を行うための指針を示すもので、シラバスの項目に記載された情報にもとづいて、予習・復習などを行うものとする。

シラバスには、(1) 授業内容と方法、(2) 達成目標（講義の目標）、(3) 評価基準と評価方法（可などの成績評価を行う成績基準と試験やレポートなどの評価割合など）、(4) 履修条件（講義科目を学修する上で、履修しておかなければならないことなど）、(5) 授業計画（15回の授業計画）、(6) 事前・事後学習、(7) 教科書・参考書・授業の準備や予習・復習に役立つような記載）、(8) 備考（学生へのメッセージや受講上の注意など）、(9) オフィスアワー（教員が学生と面談できる曜日・時間帯・場所などを記載しているので、参考にすること

教育実習・保育実習に登録・履修できる要件

教育実習は、教育職員免許法施行規則第6条の規程に基づき、教職につく学生が学校教育の場において大学で学んだ知識や理論を活かし、実地経験をするための必修科目です。実習生は、実習校の教育活動を通して、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動全般にわたっての理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度などを身につけることを目的としています。

2、3年生に進級すると、小学校実習や保育実習が始まります。「教育実習の手引き」で明記されているように、教育・保育実習に登録・履修できる要件として、3年前期までに教職課程として割り当てられた科目（単位数）の3分の2以上を履修していることとなっています。さらに、小学校・保育所（園）における教育・保育実習に登録・履修するためには、「一定水準以上の教科・保育科目の学業成績と教科教育法・保育内容指導法&保育表現技術等における教育・保育実践力」を身に付けていることが必要です。

令和2年度以降、学生は教育・保育実習に登録・履修するためには、下記に定める要件を充足した場合に許可することとします。

教育・保育実習に取りかけられる要件（登録・履修できる要件）

1. 3年前期までに教職課程に割り当てられた科目（単位数）の3分の2以上を履修していること
2. 小学校免許状・幼稚園免許状・保育士資格共通
 - ・ 学業成績として累積 GPA2.6 以上（GPA1.5 前後の学生は登録・履修を認めない）であること
 - ・ 累積 GPA2.6 前後以下の学生について、教員となるに必要な基礎学力が身に付いているか、「理科・数学・英語」について出題された課題の正解率から判定する。

3. 小学校教諭としての教育実践力は、理科・算数・国語等の模擬授業を行うことにより判定する。与えられた課題について指導案を作成し、さらに模擬授業を実施し、「合」と判定されること。保育教諭としての保育実践力は、保育内容指導法・保育の表現技術について、与えられた課題の指導案を作成し、さらに模擬保育で「合」と認められること。

教育学部卒業論文に関する申し合わせ

卒業論文は、教育学部の教育カリキュラムの中で、4年次開講で通年4単位の必修科目となっており、4年間の大学生活における集大成となる最も重要な科目の一つとして位置付けています。学生は1年間をかけて卒業論文題目に関する研究を行い、卒業論文を完成させ、同時に卒業論文発表会において発表・質疑応答を行います。このような卒業論文としての位置付け及び卒業論文の作成とその発表などを行うことから、卒業論文指導教員への配属は少人数を基本とし、教員による徹底した研究指導のもと、学生は主体的に取り組むことを期待しています。

なお、卒業論文に取りかかるにあたって、以下のように、いくつかの要件を満たす必要があります。

1. 卒業論文指導教員への配属

学生は4年次に進級した後、卒業論文指導教員へ配属します。3年次後期にガイダンスを行い、教員による卒業論文課題等が紹介された後、希望する教員との面接等を経て、配属を決定します。学生は忍ヶ丘教養Ⅰ～Ⅳで学んだことや教育学部の教養・教科・教職科目で学んだことなどを参考に、自分の将来の目標等を勘案して、卒業論文題目を考え、指導できる教員を選んで下さい。

2. 配属学生数

卒業論文の指導は少人数教育を原則とするため、一人の教員が受け入れる学生数は5名以内とします。なお、特段の事情がある場合には、受け入れ教員の了解と学部長の判断により、5名を越えて配属します。

3. 卒業論文履修要件

卒業論文着手は4年次進級後になります。卒業論文の履修要件は以下の通りです。

- ① 本学に3年以上在学していること（編入学生を除く）
- ② 卒業論文指導教員に配属されていること
- ③ 卒業するのに必要な総単位数の4分の3以上（96単位以上）を履修していること
- ④ 成績評定平均値（GPA）が1.5以上であること

以上の要件を満たさない場合は、卒業論文に着手することができず、卒業は延期されます。

4. 卒業論文指導

上記の卒業論文履修要件をクリアすると、卒業論文指導教員の下で、本格的な卒業論文研究が始まります。教員によってはセミナー等により、卒業論文題目に関連する文献調査等を始めとして、研究計画を立て、具体的な研究が開始されます。後期には、担当教員・専門分野別に中間発表会などが開催されます。

また、しっかりした卒業論文を作るために、卒業論文指導教員と学生のコンタクトタイム（学生が指導教員から対面式に直接指導を受けた時間）について、単位数が4単位であること、事前・事後学修及び研究内容等を勘案して120時間以上を確保することを義務付けます。指導教員は、コンタクトタイムについて、時間数を確認・記録してください。コンタクトタイムとして決められた時間数を確認できない場合、卒業論文の提出及び卒業論文の発表は認められません。

5. 卒業論文指導教員の変更

学生は卒業論文指導教員の変更を希望する場合、所定の変更願を教務部に提出してください。新旧指導教員のそれぞれの承認と学部長の承認を経て許可されます。なお、いずれかの教員の承認が得られない場合は、学部長が変更について判断します。

なお、卒業論文は原則として同じ教員の指導のもとで取り組む通年科目であることから、卒業論文指導教員を変更した場合は、研究テーマによっては、変更願の時期等によっては不可能になることがあります。

6. 卒業論文発表会

卒業論文発表会を公開の場で行います。これは卒業論文審査の一環として行います。発表・質疑応答は所定の時間行い、使用言語は日本語とします。なお、これらの発表会の詳細（日程・時間等を含む）については後日通知します。

7. 卒業論文の提出

卒業論文は、執筆要領（別紙）を参照し、A4版25頁以上（4万字に相当します。）にまとめて下さい。また、提出は、印刷版と電子版の両方が必要です。印刷版は本学附属図書館に保存され、所定の場所に懸架され、電子版は教務課で保管します。

8. 卒業論文完成までの大まかなスケジュール

- 4月下旬 卒業論文指導教員及び卒業論文題目の決定・提出（卒業論文題目は後日変更可。卒業論文指導教員変更は手続きが必要）
- 5月下旬 学生から卒業論文指導教員へ卒業論文のアウトライン等の提出
- 10月中旬 教員研究室等における卒業論文中間発表会
- 1月下旬 卒業論文の完成原稿の提出（印刷物と電子版）及び卒業論文発表会

学生による授業評価

毎学期終了直前に、学生は履修中の科目についてアンケートに回答する。アンケートは無記名で実施され、本学の教育課程の評価及び改善に活用される。

学業上の誠実

本学では教育の場として、学生と教員に学業上の誠実さを十分に保持することを求める。学生は、試験、宿題、研究発表（レポート）等すべての課題に誠意をもって取り組むことが求められる。

る。学業上の誠実さの意味について疑問がある学生は、教員と相談してその概念の理解を明確にしておいてもらいたい。

本学の学生はしばしばグループで学修し互いに学び合う。教員の指示に基づくグループ作業は学修上有効である。課題によってはレポートを作成する際などに文献等を活用することもしばしばあるが、引用文献の出典を明記する限り学修上の正当な行為であるとされる。

不当な行為とは以下を指す。

- a. 不正： 試験、宿題、レポート、卒業論文などにおいて、カンニングを行ったり、虚言で固めたものを提出したり、他人が作成したものを自分のものとして提出したりすること
- b. 偽造： 宿題、レポートや卒業論文作成などにおいて、情報や引用文献等の偽造を行うこと
- c. 盗用： 著作者の許可あるいは引用なしに、他人の言葉や考えを自分のもののように取り扱い表示すること

このような不当な行為は、教育の場で最も重要である信頼の絆を壊すことになるので、非常に深刻な問題とみなされる。特に、将来、小学校などの教員になることを目標としている学生がこのような不正行為を行うことは極めて遺憾と言わざるを得ない。従って、もしこのような不正行為を見つけた場合には学則第 57 条、履修規程第 12 条により処分の対象となる。

休学

疾病その他特別の理由のため 2 ヶ月以上就学することができない場合には、休学が認められる。疾病のため休学する場合には、保護者連署の休学願に医師の診断書を添付しなければならない。休学期間は在学年限に算入されない。休学後の復学は、復学願の届け出を経て翌学期より認められる。休学願の用紙は、学生部で受け取る。休学期間は連続 2 年、通算 4 年を越えることができない。休学中の納付金については学則第 48 条を参照すること

退学

退学を願い出る学生は、学生部に申し出なければならない。学生部は、退学に伴う手続きを行う。また、退学願には学生とその保護者の署名を必要とする。授業に出席しない等の行動は、退学に値しない。当該学期の授業料および諸費用は返還されない。

除籍

次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 所定の登録手続きをせず、また休学、退学の手続きをしない者
- (3) 授業料、諸費の未納が 3 ヶ月以上に及ぶ者
- (4) 在学年限を経過してもなお卒業に必要な単位を取得できない者
- (5) 休学期間を超えてもなお復学もしくは退学しない者
- (6) 行方不明者又は死者

除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の審議を経てこれを許可することがある。

他大学等で修得した単位の認定について

1. 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1年次に入学した学生で、他大学で既に取得した単位については30単位を越えない範囲で、本学において取得したものとして認定することができる。
2. 教育上有益であると教授会が判断した場合に、他大学又は短期大学において取得された単位については、60単位を超えない範囲で本学部において取得したものとして認定することができる。ただし、編入学・転入学の場合を除く。

個人情報取り扱いについて

宮崎国際大学（以下「本学」という）では、入学予定者、在学生の個人情報のみならず、保護者や卒業生などの個人情報を取扱っています。個人情報の不正使用や流出を防ぎ、個人情報を適切に管理・使用していくためには、国が定める「個人情報保護法」ならびに「学校法人宮崎学園個人情報の保護に関する規程」等の学园内諸規程を策定し、これらに則って、以下の通りに取扱います。

1. 個人情報とは

本学が、業務上取得する在学生ならびに卒業生、入学予定者に関する情報であり、入学手続き時に提出された氏名、住所、生年月日、写真、その他の記載により個人を特定できるものを言います。また、在学中に本学が作成する正課内外における情報（成績情報、指導記録、活動記録など）も含みます。

2. 利用目的

本学では以下に掲げる教育研究、修学支援に必要な業務を遂行するため、業務上取得した学生および保証人等の個人情報を主に、次の目的のために適正に利用します。利用目的に大きな変更が生じる際は、学生ならびに保証人に同意を得ます。学生の個人情報は学籍番号で分けし、主に、以下の業務遂行のため利用します。

（1）学籍関係

学籍情報の管理、クラス名簿等の作成、休学・退学・復学等の諸手続き、編入学・転入学・再入学など

（2）修学関係

履修相談、履修指導、履修登録・通知、授業・定期試験、成績処理・通知、単位認定、卒業判定、諸資格認定など

（3）学生生活

学生生活全般に関わる指導・助言、学生支援に関わる指導記録作成、奨学金関連業務、定期健康診断・日常の健康相談、課外活動支援、外国人留学生在留等手続、入寮・退寮手続、学生災害障害・賠償保険手続など

（4）進路関係

就職・進路全般に関わる支援、就職・進路全般に関わる指導記録作成、進路希望登録、進路登録、就職斡旋、自主実習、課外講座運営、模擬試験運営、卒業後の在職状況把握など

(5) その他

各種連絡・呼び出し・通知、各種証明書発行、*卒業アルバム制作、*本学広報に関わる媒体への掲載、各種調査報告、学則による処分など

* 制作の際に撮影した画像等の肖像権は大学に帰属するものとします。また、授業・課外活動・その他学校行事の際に撮影した写真・映像等は 本学の教育活動および大学広報のために、大学案内をはじめとする広報媒体に使用することがあります。

3. 個人情報の第三者提供について

本学では、教育研究および学生支援に必要な業務を遂行するために、学生ならびに保証人等の個人情報を下記の通り、第三者に提供することがあります。外部業者へ業務委託する場合の業者選定にあたっては、個人情報保護体制が確立した業者を選定し、機密保持契約を締結します。

- (1) 学生の学業成績等の修学状況を保証人に提供します。本学では、保証人との連携による修学指導が教育上有効な手段であると考え、年度末の成績確定の段階で保証人宛に「成績通知書」を送付します。また、本学が開催する保護者懇談会においても履修状況・単位修得状況を提示しながら、学生生活・修学状況・進路支援等について個別面談を行います。
- (2) 学生の個人情報を同窓会に提供します。本学では、卒業生間のつながりの必要性を認識するとともに、同窓会活動と本学との連携を重要視しています。その活動を支援するため、学生の情報（氏名・卒業学科・住所など）を提供します。
- (3) 学生の個人情報を後援会に提供します。本学では、後援会活動と本学との連携による修学支援、修学環境整備等を重要視しています。その活動実施のため、学生の情報（氏名・所属学科・住所など）を提供します。
- (4) 本学の広報誌媒体作成に伴う個人情報・写真等を作成委託業者へ提供します。
- (5) 学生の健康診断実施に伴う個人情報を医療機関へ提供します。
- (6) 免許・資格の申請を行うため、学生の個人情報・成績情報などを管轄諸官庁に提供します。
- (7) 学生のインターンシップ・学外実習・ボランティア・海外留学等に伴う個人情報を受け入れ先に提供します。
- (8) 学生教育研究災害障害保険・学研災付帯賠償責任保険の加入手続きのために、学生ならびに保証人の個人情報に関連の保険会社に提供します。
- (9) 学生の奨学金の申請・交付・継続申請に伴う個人情報を奨学金団体に提供します。
- (10) 学生の国内外の研修旅行・留学の実施に伴う個人情報を旅行代理店等に提供します。
- (11) 外国人留学生の在留等手続を行うため、学生の個人情報・成績情報などを管轄諸官庁に提供します。
- (12) 法令に基づく場合や、学生本人または第三者の生命、身体、安全または財産その他の権利保護のため、緊急の事情、国・地方公共団体などへの協力義務に基づく合理的理由がある場合は、例外的に学生または保証人の情報を提供します。

4. 共同利用について

本学では、上記 2 の利用目的のために、各部署で個々に業務上取得・作成した学生および保証人等の個人情報を部署間で共有します。

5. 個人情報の管理について

- (1) 業務上取得した個人情報ならびに成績情報・就職状況等の情報は、紙もしくは電子データの形態で保管します。
- (2) 個人情報の管理にあたっては、「個人情報保護法」ならびに「学校法人宮崎学園個人情報の保護に関する規程」等学内諸規程に則って、適正に利用・管理・廃棄します。

6. 個人情報の開示について

本学が業務上取得および作成した個人情報については、本人に帰属する情報に限り、開示請求することができます。しかしながら、個人情報のなかには開示請求に応じられない情報もあります。その場合は、その理由を文書により通知します。開示請求窓口は総務部総務課です。

7. 問い合わせ・相談窓口について

宮崎国際大学 総務部総務課

〒889-1605 宮崎市清武町加納丙 1405 番地

電話：0985-85-5931

高等教育コンソーシアム宮崎及び単位互換

宮崎国際大学は「高等教育コンソーシアム宮崎」の加盟大学となっている。本学の学生は同コンソーシアムに参加している機関として、加盟大学の授業について所定の手続きを経て提供される科目を履修し、単位認定を受けることができる。

履修を希望する学生は、「コンソーシアム宮崎」(<http://www.consortium-miyazaki.jp/>)に記載されている提供科目等を調べた上で、受講手続きを教務部において行わなければならない。なお、コンソーシアム加盟大学で履修した授業は、入学料及び授業料は無料である。

学生は受講後、履修科目を示すポートフォリオを提出しなければならない。また、履修した授業（単位）は、原則として卒業単位として認められない。

その他、教育学部で取得できる資格

【防災士資格】

教養科目・自然系列「自然災害と防災」受講について

(授業の概要)

○シラバスは、本学HPにアップされているので、必ず確認しておくこと

宮崎県は、九州地方南東部に位置し、年間を通して温暖な気候に恵まれています。しかし、一方では全国有数の雨が多い県であり、さらに夏季期間中には台風の直撃を受けるなど、風水害や土砂災害に悩まされてきました。また、宮崎は、近い将来、南海トラフの西端に位置する日向灘で起こる海溝型の地震である東南海・日向灘地震による大きな被害が想定されています。特に、過去の歴史をさかのぼると、日向灘地震は津波を伴い、多くの犠牲者を出してきました。また、

霧島連山では平成 23 年に新燃岳が噴火し、多くの被害が発生しました。従って、これらの災害・被害等を最小限にするために、小学校・幼稚園・保育園等の教員を目指す学生には、ソフト・ハードの両面から、自然災害が起こる仕組みや防災対策・情報等を事前に知ってしておくことは極めて重要となります。

本講義では、日本防災士機構による防災士養成カリキュラムに基づき、「命は自分で守る(自助)」「地域で活動する(共助・協働)」「災害発生のしくみを学ぶ(科学)」「災害に関わる情報を知る(情報)」「新たな減災や危機管理の手法を身につける(予防・復興)」の分野(合計 31 項目)について、受講・学修することにより、災害発生の仕組みを理解し、ついで、防災・減災対策について行政・地域における現状と課題について、さらには一旦発生した災害を想定した危機管理の手法を学修・理解します。また、本講義を受講した後、救急救命講習を受講し、さらに日本防災士機構による試験に合格し、所定の手続きを行った場合に防災士の資格認定が行われます。

また、小学校・幼稚園を目指す学生は、防災教育について別添のように位置付けられており、また防災教育について「総合学習時間の指導法」等で授業することが学習指導要領等において求められているため、「選択必修」としています。

(受講について)

すべての講義について、学外からの講師により実施されます。従って、休講が生じた場合以外、補講は実施できません。講義は 6 時限(18:00~19:30)あるいは一部は土曜日に開講します。予め了解の上、受講してください。

(単位の認定)

単位認定と資格認定は異なる基準で行われます。十分な理解・了解の上、受講してください。単位認定は、学則・履修規程に沿って行われます。すなわち、①欠席が 1/3 を超えた場合、受験資格が消失します、②受講した講義・レポート項目のすべてについて、レポート提出が必須です、③成績評価は(秀「~90点」・優「89~80点」・良「79~70点」・可「69~60点」・不可「59点以下」)で行われます。

(防災士資格の申請)

「自然災害と防災」による防災士資格取得には、以下の条件を満たすことが必須です。

○シラバスに記載されている 31 項目(講義及びレポートと記載)のすべてについて、レポート提出する必要があります。もし、欠席した場合(公欠の場合)、録画した映像による受講が必ず行ってください(8割以上の講義出席が条件です)。

○教本代、受験料、認証登録料の費用が必要です。

○救急救命講習の受講・修了が必須です。宮崎国際大学において受講した学生は、宮崎市南消防署による救急救命講習を実施予定。後日、案内します。

(防災士資格の取得)

○日本防災士機構が監理・実施する資格試験に合格し、資格申請・認定を受けたもの。

○再試験を希望する不合格者は、機構が指定する日時・会場に出向いて受験することができます。

○可否の通知は、受験者本人及び養成機関宛に郵送で通知されます。

（防災士資格の認証手続き）

○防災士の認証登録手続きは、養成機関から一括申請となっているため、宮崎国際大学教務部へ申請してください。

○防災士確認証は、日本防災士機構により、申請・認定者に対して、防災士認証状（A4版縦型賞状様式）及び防災士証（プラスチックカード製の顔写真入り縦型名刺型状）を交付されます。

（その他）

○日本防災士機構は、防災士の認証等により取得した個人情報について、「個人情報保護方針」「個人情報取扱規程」に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守・管理に努めます。ただし、国、自治体及び日本防災士会から開示請求があって、その利用目的が防災士制度の目的に適合すると認めた場合に限り、防災士の個人情報の一部を提供することがあります。

○不明な点等あれば、教務部に問い合わせして下さい。

発達の段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識、思考・判断

・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識、思考・判断

・災害発生メカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識、思考・判断

・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

・災害時における危険を認識し、日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識、思考・判断

・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ 危険予測・主体的な行動

・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見付けた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省）より引用

【児童福祉任用資格】

都道府県に設置された児童相談所で児童の保護・相談および専門的技術に基づいて必要な指導を行うための資格。 ＊卒業後に1年以上の実務が必要

【社会福祉主事任用資格】

福祉事務所や児童相談所等の指導主事、ケースワーカーおよび福祉施設の指導員、社会福祉協議会などのコミュニティーワーカーなどを担うための資格

＊次の指定科目のうち3科目以上を修めたもの（①倫理学、②心理学概論、③教育原理、④保育原理、⑤児童家庭福祉、⑥社会福祉、⑦相談援助）

【児童指導員任用資格】

児童福祉施設のうち入所施設に従事する職員で、児童の生活指導を行うための資格

【准学校心理士資格】

「学校心理士」は、1997年度より一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定を行っている資格である。本資格は、あらゆる学校生活におけるさまざまな問題に対して、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身・子どもを取り巻く保護者や教師・学校などに対して、学校心理学の専門的知識と技能をもって、心理学教育的援助サービスを行うことのできる人に対して認定する資格である。これまでに7,000人を超える学校心理士が誕生しており、1条校（幼小中高等学校・特別支援学級・教育センター・教育相談所・保育所）などで、幼児・児童・生徒や一般の人に対して教育・援助活動に従事し、活躍している。

「准学校心理士」は、学校心理士に準ずる資格として2019年度より認定制度が開始されている。本認定制度は通常より短い実務経験期間で学校心理士資格試験が受験できる。本学部も、2019年度一般社団法人学校心理士認定運営機構から「Aタイプ校」として申請・認定を受けており、指定された（「教育心理学」「教育相談」「保育の心理学」「特別支援教育概論」）から3科目6単位を履修し、同機構に申請費用等を添えて資格取得申請を行うことにより「准学校心理士」資格が授与される。

＊Aタイプ校（学校教員・保育士類型）1条校（学校教育法）の教員免許または保育士資格を有するもの（取得見込みを含む）を対象に准学校心理士資格を認定する。

学校心理士資格は、准学校心理士資格所得後、1条校における3年間の実務経験を経て、学校心理士資格試験を受験し、合格した人は「学校心理士資格」が取得できる。

詳しくは、「学校心理士認定運営機構：<http://www.gakkoushinrishi.jp/>」あるいは教務部に問い合わせること

【情報処理士】

業務の課題を解決するための最新の情報活用能力を身につけます。必修修得単位数6単位以上（本学では必修単位8単位以上）を含めて10単位以上を履修し、到達目標を達成すること。学則別表15（5）情報処理士資格参照

この資格は、一般財団法人全国大学実教育協会に申請することで資格授与されます。別途、資格授与の申請費用がかかります。詳細は<https://www.jaucb.gr.jp/>を参照

放課後児童支援員認定資格研修について

1.放課後児童支援員とは

(児童福祉法(放課後児童健全育成事業)、子ども子育て支援法(地域子ども子育て支援事業))

放課後児童クラブ(学童保育)において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 概要	
〈主な基準〉 ※職員のみ従うべき基準(他の事項は参酌すべき基準)	
支援の目的(参酌すべき基準)(第5条) ○ 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない	設備(参酌すべき基準)(第9条) ○ 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置 ○ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
職員(従うべき基準)(第10条) ○ 放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可) ○ 放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等(「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者 ※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む	開所日数(参酌すべき基準)(第18条) ○ 原則1年につき250日以上 ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める
児童の集団の規模(参酌すべき基準)(第10条) ○ 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下	開所時間(参酌すべき基準)(第18条) ○ 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日) → 原則1日につき8時間以上 ○ 平日(小学校授業の休業日以外の日) → 原則1日につき3時間以上 ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める
その他(参酌すべき基準) ○ 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など	

2.放課後児童支援員認定資格研修の概要(目的)

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とします。

(受講対象者)

(1) 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後健全育成事業に現在従事している者又は従事することを予定している者

【参考：基準第10条第3項】の該当箇所を抜粋

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（２）４日間の研修を全て受講できる者
（研修実施計画）

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数	
1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】	④ 子どもの発達理解 ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達 ⑥ 障害のある子どもの理解 ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】	⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨ 子どもの遊びの理解と支援 ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】	⑪ 保護者との連携・協力和相談支援 ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】	⑬ 子どもの生活面における対応 ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】	⑮ 放課後児童支援員の仕事内容 ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
合計 24時間(16科目)	

放課後児童支援員認定資格研修 実施運営

実施主体：宮崎県

事務局：宮崎県児童館連絡協議会（上長飯エンゼル児童館）宮崎県と連携して行う。

下記は令和 6 年度実施された日時であるので、受講する年度の研修計画を確認し、登録・受講すること

3.放課後児童支援員認定資格研修の手続き（受講に係る経費等の説明含む）

本学において希望者を募り、一括で宮崎県に申し込みを行います。そのため、後日、申込希望者に手続きの説明会を開く予定です。

希望者申出期間・受付：令和 6 年は 6 月でした。

手続き等説明会：令和 6 年は 7 月初旬でした。

講習会：令和 6 年は 9 月中旬に 4 日間実施しました。

会場：宮崎学園短期大学（ハイブリッド方式）

4.受講費用 受講料は無料だが、テキスト代約 2000 円程度が必要です。

5.窓口 教務部教務課

